

鳥取市保育所・幼稚園給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第25号

鳥取市保育所・幼稚園給食費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取市保育所・幼稚園給食費徴収規則（平成30年鳥取市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「給食費」の次に「(主食費を除く。)」を加える。

第5条を次のように改める。

(給食費の額)

第5条 給食費は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、鳥取市立河原幼稚園及び鳥取市立こじか幼稚園の給食費は、8月分は徴収しない。

(1) 主食費 月額1,200円

(2) 副食費 月額4,500円

第8条各号列記以外の部分を次のように改める。

第5条の規定にかかわらず、児童が次の各号のいずれかに該当する場合は当該月において給食を受けた日があるときは、1食当たりの単価（主食費にあつては60円とし、副食費にあつては200円とする。）に、当該月において給食を受けた日数を乗じて得た額を当該月分の給食費として徴収する。

第12条第2項中「270円」を「350円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の鳥取市保育所・幼稚園給食費徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後の給食に係る給食費から適用し、同日前の給食に係る給食費については、なお従前の例による。